

## H31年度 保育料徴収基準一覧表

階層	区分			保育短時間(午前8時～午後4時)保育料						保育標準時間(午前8時～午後4時以外の時間帯も利用)保育料								
	町民税額	状況	コード	国基準額		町基準額		第1子半額	第2子半額	第3子以降無償	コード	国基準額		町基準額		第1子半額	第2子半額	第3子以降無償
				国減免	町減免	国減免	町減免					国減免	町減免					
1	-	生活保護	T1	0		0		0	0	0	H1	0		0		0	0	0
2	非課税	ひとり親・障害	T2-1	6,000	0	4,000	0	0	0	0	H2-1	6,000	0	4,000	0	0	0	0
			T2-2					2,000	0	0	H2-2				2,000	0	0	0
3	課税(均等割課税)	ひとり親・障害	T3-1	16,300	6,000	12,000	6,000	3,000	0	0	H3-1	16,500	6,000	12,200	6,000	3,000	0	0
			T3-2					6,000	6,000	0	H3-2					6,100	6,100	0
4	77,101未満	ひとり親・障害	T4-1K	26,600	6,000	18,000	6,000	3,000	0	0	H4-1K	27,000	6,000	18,400	6,000	3,000	0	0
			T4-1					9,000	9,000	0	H4-1					9,200	9,200	0
			T4-2K					9,000	9,000	0	H4-2K					9,200	9,200	0
			T4-2					9,000	9,000	0	H4-2					9,200	9,200	0
5	169,000未満		T5	40,900		22,000		11,000	11,000	0	H5	41,500		22,400		11,200	11,200	0
6	301,000未満		T6	57,100		28,000		14,000	14,000	0	H6	58,000		28,400		14,200	14,200	0
7	397,000未満		T7	75,800		30,000		15,000	15,000	0	H7	77,000		30,600		15,300	15,300	0
8	397,000以上		T8	99,400		32,000		16,000	16,000	0	H8	101,000		32,600		16,300	16,300	0

- ※ 3歳以上児の第〇子とは、4月1日時点の18歳未満の年長者から数えた第1子、第2子…。
- ただし、所得割額が57,700円未満(ひとり親・障害の場合は77,101円未満)の場合は、年齢に関係なく年長者から数えた第1子、第2子…。
- ※ ひとり親・障害を理由に保育料の減免を受ける場合は、証明書類(児童扶養手当証書・身体障害者手帳・療育手帳・障害年金証書等)を確認させていただく場合があります。
- ※ 町民税額欄の所得割額は父および母の所得割額の合算額となります。ただし、祖父母等が家計の主宰者である場合は、その方も合算対象となる場合があります。
- ※ 保育料の他に、利用施設が徴収する費用がある場合があります。利用施設にご確認ください。

階層	区分			保育短時間(午前8時～午後4時)保育料						保育標準時間(午前8時～午後4時以外の時間帯も利用)保育料								
	町民税額	状況	コード	国基準額		町基準額		第1子	第2子	第3子以降	コード	国基準額		町基準額		第1子	第2子	第3子以降
				国減免	町減免	国減免	町減免					国減免	町減免					
1	-	生活保護	T1	0		0		0	0	0	H1	0		0		0	0	0
2	非課税	ひとり親・障害	T2-1	9,000	0	5,000	0	0	0	0	H2-1	9,000	0	5,000	0	0	0	0
			T2-2					5,000	0	0	H2-2				5,000	0	0	0
3	課税(均等割課税)	ひとり親・障害	T3-1	19,300	9,000	11,000	9,000	4,500	0	0	H3-1	19,500	9,000	11,200	9,000	4,500	0	0
			T3-2					11,000	5,500	0	H3-2					11,200	5,600	0
4	77,101未満	ひとり親・障害	T4-1K	29,600	9,000	25,000	9,000	4,500	0	0	H4-1K	30,000	9,000	25,400	9,000	4,500	0	0
			T4-1					25,000	25,000	25,000	H4-1					25,400	25,400	25,400
			T4-2K					25,000	12,500	0	H4-2K					25,400	12,700	0
			T4-2					25,000	12,500	0	H4-2					25,400	12,700	0
5	169,000未満		T5	43,900		37,000		37,000	37,000	37,000	H5	44,500		37,400		37,400	37,400	
6	301,000未満		T6	60,100		45,000		45,000	45,000	45,000	H6	61,000		45,400		45,400	45,400	
7	397,000未満		T7	78,800		47,000		47,000	47,000	47,000	H7	80,000		47,600		47,600	47,600	
8	397,000以上		T8	102,400		48,000		48,000	48,000	48,000	H8	104,000		48,600		48,600	48,600	

- ※ 3歳未満児の第〇子とは、**同時通園者の年長者から数えた第1子、第2子…**。
- ただし、所得割額が57,700円未満(ひとり親・障害の場合は77,101円未満)の場合は、年齢・同時通園に関係なく年長者から数えた第1子、第2子…。
- ※ ひとり親・障害を理由に保育料の減免を受ける場合は、証明書類(児童扶養手当証書・身体障害者手帳・療育手帳・障害年金証書等)を確認させていただく場合があります。
- ※ 町民税額欄の所得割額は父および母の所得割額の合算額となります。ただし、祖父母等が家計の主宰者である場合は、その方も合算対象となる場合があります。
- ※ 保育料の他に、利用施設が徴収する費用がある場合があります。利用施設にご確認ください。